

平成30年度五所川原市移住子育て世帯等空き家バンクリフォーム応援事業費補助金 交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子育て世帯等の当市への移住を促進するため、五所川原圏域空き家バンクを通じて空き家を取得した市外在住の子育て世帯等が当該空き家について行うリフォーム工事に対して、予算の範囲内において平成30年度五所川原市移住子育て世帯等空き家バンクリフォーム応援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付について、五所川原市補助金等交付規則（平成17年五所川原市規則第42号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家バンク 五所川原圏域空き家バンク実施要綱（以下「実施要綱」という。）に定める五所川原圏域空き家バンク制度をいう。
- (2) 登録空き家 実施要綱第2条第1号に規定する空き家で、同要綱第6条第1項に規定する空き家の登録が行われている住宅のうち、五所川原市内に存するものをいう。
- (3) 子育て世帯等 補助金の交付の申請日において、中学生以下の子どもを扶養している世帯又は夫婦のいずれもが40歳以下である世帯をいう。
- (4) リフォーム工事 住宅の安全性、居住性、機能性等の維持又は向上のために行う修繕、増改築等にかかる工事をいう。
- (5) 市内施行業者 五所川原市内に本店を有する個人業者を含む建設業者等をいう。
- (6) 取得 住宅を購入し、当該住宅の所有者となることをいう。
- (7) 定住 5年以上継続して五所川原市に住所を定めることをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、子育て世帯等で次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 当市に転入し（当市から転出後1年以内に再度転入した者を除く。）、かつ、定住を目的に新たに空き家バンクを通じて登録空き家（3親等以内の親族が所有する登録空き家を除く。）を取得し、その所在地に住所を定める者であること。
- (2) 交付申請日において転入した日から1年以内であること。
- (3) 取得後の登録空き家の所有が共有にかかる場合は、共有者全員から交付申請の承諾を得ていること。
- (4) 世帯員全員が過去にこの要綱及び平成29年度五所川原市移住子育て世帯等空き家バンクリフォーム応援事業費補助金交付要綱に基づく補助金の交付を受けたことがないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団の利益にならないと認められる又はそのおそ

れないと認められること。

(5) 法第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者の取得した又は取得予定の登録空き家のリフォーム工事とし、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。ただし、併用住宅にあっては、現に自己の居住の用に供している部分のリフォーム工事に限る。

- (1) リフォーム工事に要する費用が20万円以上であること。
- (2) 市内施工業者が施工するものであること。
- (3) リフォーム工事について、同一箇所に他制度の助成を重複して受けていないこと。
- (4) 補助金の交付決定日以後にリフォーム工事に着手すること。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業にかかる経費とし、次の各号に掲げるものは除く。

- (1) 土地の購入にかかる経費
- (2) 外構工事にかかる経費
- (3) 仮住居等の使用にかかる経費
- (4) 家具・電化製品等の購入にかかる経費
- (5) その他市長が補助対象事業に直接関係しないと認める経費

(補助金の額)

第6条 補助金の交付額は、補助対象経費の2分の1に相当する額又は100万円のいずれか低い額とし、千円未満の端数が生じた場合は、当該千円未満の端数を切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第7条 規則第3条の申請書は、平成31年2月15日までに平成30年度五所川原市移住子育て世帯等空き家バンクリフォーム応援事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 世帯全員の住民票の写し
- (2) 世帯全員の戸籍の附票
- (3) 定住確約及び同意書（様式第2号）
- (4) 補助対象事業に係る見積書及び明細書の写し
- (5) 補助対象事業の内容が分かる図面等の写し
- (6) 登録空き家の売買契約書等の写し又は売買契約の同意が得られたことを証する書類
- (7) 補助対象事業を行う予定箇所の現況がわかる写真
- (8) 交付申請承諾書（様式第3号。取得後の登録空き家の所有が共有にかかる場合のみ）
- (9) その他市長が必要と認める書類

(交付の条件)

第8条 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定がなされた場合において、規則第5条第1項の規定により付された条件となるものとする。

- (1) 補助事業の内容の変更又は事業を中止し、若しくは廃止する場合において、あらかじめ事業計画変更(中止、廃止)承認申請書(様式第4号)を市長に提出してその承認を受けること。
- (2) 補助事業が予定の期間内に終了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合において、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (3) 補助事業の状況、補助事業の経費の収支その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、平成31年4月1日から5年間保管すること。

(申請の取下げ)

第9条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期日は、補助金の交付決定の通知を受けた日の翌日から起算して14日を経過した日とする。

(現況調査)

第10条 市長は、補助金の適正な執行を期するため、必要があると認めたときは、補助事業者に対し、現況等について報告を求め、又は調査を行うことができる。

(実績報告)

第11条 規則第12条による報告は、補助事業の完了の日(補助事業の廃止の承認を受けた場合は、その日)から起算して30日を経過した日又は平成31年3月15日までのいずれか早い期日までに平成30年度五所川原市移住子育て世帯等空き家バンクリフォーム応援事業完了(廃止)実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 登録空き家に転居後の世帯全員の住民票の写し
- (2) 補助事業にかかる契約書並びに領収書及び明細書の写し
- (3) 登録空き家にかかる建物登記簿の全部事項証明書
- (4) 補助事業の実施状況及び完了がわかる写真
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付方法)

第12条 補助金は、補助事業の完了後交付する。

(補助金の請求)

第13条 規則第6条第2項の規定による請求書は、平成30年度五所川原市移住子育て世帯等空き家バンクリフォーム応援事業費補助金交付請求書(様式第6号)により市長に請求するものとする。

(交付決定の取消し)

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、平成30年度五所川原市移住子育て世帯等空き家バンクリフォーム応援事業費補助金交付決定取消通知書(様式第7号)により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 規則又はこの要綱の規定に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) その他市長が不相当と認めたとき。

(補助金の返還)

第15条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、当該補助金の全部又は一部の返還を平成30年度五所川原市移住子育て世帯等空き家バンクリフォーム応援事業費補助金返還通知書(様式第8号)により通知するものとする。

- 2 前項の規定による通知を受けた者は、当該補助金を市長が定める期限までに遅滞なく返還しなければならない。

(財産の管理等)

第16条 補助事業者は、補助事業により効用の増加した財産(以下「効用増加財産」という。)については、補助金の交付を受けた後においても、補助金の交付の目的に従い、善良な管理者の注意をもって管理し使用しなければならない。

- 2 効用増加財産については、平成31年4月1日から5年間を経過するまでの間は、市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、又は貸し付けてはならない。

(補足)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

平成 年 月 日

五所川原市長

【申請者】

住 所 〒

氏 名

印

電話番号

平成30年度五所川原市移住子育て世帯等空き家バンク
リフォーム応援事業費補助金交付申請書

平成30年度五所川原市移住子育て世帯等空き家バンクリフォーム応援事業費補助金の交付について、平成30年度五所川原市移住子育て世帯等空き家バンクリフォーム応援事業費補助金交付要綱第7条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額

金 円

2 事業内容

別紙のとおり

3 添付書類

- 世帯全員の住民票の写し
- 世帯全員の戸籍の附票
- 定住確約及び同意書（様式第2号）
- 補助対象事業に係る見積書及び明細書の写し
- 補助対象事業の内容が分かる図面等の写し
- 登録空き家の売買契約書等の写し又は売買契約の同意が得られたことを証する書類
- 補助対象事業を行う予定箇所の現況がわかる写真
- 交付申請承諾書（様式第3号。取得後の登録空き家の所有が共有にかかる場合のみ）
- その他市長が必要と認める書類

様式第1号 別紙

1 申請者世帯の状況

続柄	氏名	生年月日
本人		年 月 日 (満 歳)
		年 月 日 (満 歳)
		年 月 日 (満 歳)
		年 月 日 (満 歳)
		年 月 日 (満 歳)
		年 月 日 (満 歳)
		年 月 日 (満 歳)
転入 (予定) 日		年 月 日

2 登録空き家の概要 (予定を含む)

空き家の所在地	五所川原市
空き家登録番号	第 号
取得日	年 月 日
住宅の所有	<input type="checkbox"/> 単独名義 <input type="checkbox"/> 共有名義 (申請者の持分 分の)
住宅の種類	<input type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅
延べ床面積	m ² (併用住宅の居住部分以外: m ²)

3 他助成制度の利用状況

利用の有無	<input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し
制度名	
実施主体	

4 リフォーム工事の内容

工 事 の 概 要	【各工事箇所の工事内容（必要性を含む）、工事費を記載すること】	
	※必要に応じて設計書や図面を添付してください。	
施 工 予 定 業 者	法 人 名	
	代 表 者 名	
	住所又は本店所在地	五所川原市
	電 話 番 号	
工事着手予定日	年	月 日
工事完了予定日	年	月 日
転居予定日	年	月 日
工事経費総額	金	円
補助対象経費	金	円
交付申請額	金	円（補助対象経費×2分の1 千円未満切捨）

※ 補助対象経費は、土地購入、外構工事、仮住居等の使用、家具・電化製品等の購入等のリフォーム工事に直接関係しない経費は除きます。

定住確約及び同意書

平成 年 月 日

五所川原市長

【申請者】

住 所 〒
氏 名
電話番号

印

私は、今後5年以上継続して五所川原市に定住することを確約します。

なお、平成30年度五所川原市移住子育て世帯等空き家バンクリフォーム応援事業費補助金交付要綱第14条各号のいずれかに該当し、補助金の返還を命じられた場合には、補助金を返還することに異議はありません。

また、補助金の適正な執行を期するため、必要な範囲において市が保有する課税台帳・住民基本台帳等により補助要件等の現況について、調査を行うことについて同意します。

交付申請承諾書

平成 年 月 日

五所川原市長

【共有予定者】

住 所 〒
氏 名
電話番号

印

私と申請者が共有する下記住宅について、申請者が平成30年度五所川原市移住子育て世帯等空き家バンクリフォーム応援事業費補助金の交付申請を行うことを承諾します。

記

補助対象住宅の所在地	〒	
共有持分		
申請者	住 所	〒
	氏 名	
申請者との関係		

(注)

平成30年度五所川原市移住子育て世帯等空き家バンクリフォーム応援事業費補助金の交付は、登録空き家1戸につき1回までとします。

年 月 日

五所川原市長

【補助事業者】

住 所 〒

氏 名

印

電話番号

事業計画変更(中止、廃止)承認申請書

平成 年 月 日付け第 号で交付決定のあった平成30年度五所川原市移住子育て世帯等空き家バンクリフォーム応援事業費補助金に係る補助事業の計画を次のとおり変更(中止、廃止)したいので、平成30年度五所川原市移住子育て世帯等空き家バンクリフォーム応援事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 変更(中止、廃止)の理由
- 2 変更計画の内容

注 変更申請にあつては、添付書類は様式第1号別紙とし、変更前と変更後を比較対照できるように同一欄に変更前に係る事項を黒書きし、変更後に係る事項を朱書きすること。

年 月 日

五所川原市長

【補助事業者】

住 所 〒

氏 名

電話番号

印

平成30年度五所川原市移住子育て世帯等空き家バンクリフォーム応援事業
完了(廃止)実績報告書

平成 年 月 日付け第 号で補助金の交付決定の通知があった平成30年度五所川原市移住子育て世帯等空き家バンクリフォーム応援事業費補助金について、平成30年度五所川原市移住子育て世帯等空き家バンクリフォーム応援事業費補助金交付要綱第11条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金実績報告額
金 円
- 2 事業内容
別紙のとおり
- 3 添付書類
 - 登録空き家に転居後の世帯全員の住民票の写し
 - 補助事業にかかる契約書並びに領収書及び明細書の写し
 - 登録空き家にかかる建物登記簿の全部事項証明書
 - 補助事業の実施状況及び完了がわかる写真
 - その他市長が必要と認める書類

様式第5号 別紙

1 申請者世帯の状況

続柄	氏名	生年月日		
本人		年	月	日 (満歳)
		年	月	日 (満歳)
		年	月	日 (満歳)
		年	月	日 (満歳)
		年	月	日 (満歳)
		年	月	日 (満歳)
		年	月	日 (満歳)
転入日		年	月	日

2 登録空き家の概要

空き家の所在地	五所川原市		
空き家登録番号	第 号		
取得日	年	月	日
住宅の所有	<input type="checkbox"/> 単独名義 <input type="checkbox"/> 共有名義 (申請者の持分 分の)		
住宅の種類	<input type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅		
延べ床面積	m ² (併用住宅の居住部分以外: m ²)		

3 他助成制度の利用状況

利用の有無	<input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し		
制度名			
実施主体			

4 リフォーム工事の内容

工 事 の 概 要	【各工事箇所の工事内容（必要性を含む）、工事費を記載すること】	
	※必要に応じて設計書や図面を添付してください。	
施 工 業 者	法 人 名	
	代 表 者 名	
	住所又は本店所在地	五所川原市
	電 話 番 号	
工 事 着 手 日	年	月 日
工 事 完 了 日	年	月 日
転 居 日	年	月 日
工事経費総額	金	円
補助対象経費	金	円
実績報告額	金	円（補助対象経費×2分の1 千円未満切捨）

※ 補助対象経費は、土地購入、外構工事、仮住居等の使用、家具・電化製品等の購入等のリフォーム工事に直接関係しない経費は除きます。

平成 年 月 日

五所川原市長

【補助事業者】

住 所 〒

氏 名

電話番号

印

平成30年度五所川原市移住子育て世帯等空き家バンク
リフォーム応援事業費補助金交付請求書

平成 年 月 日付け第 号で補助金の交付決定の通知があった平成30年度五所川原市移住子育て世帯等空き家バンクリフォーム応援事業費補助金について、平成30年度五所川原市移住子育て世帯等空き家バンクリフォーム応援事業費補助金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額

金 円

2 振込指定口座

金融機関名	(支店名：)
預金種別	普通 ・ 当座
口座番号	
フリガナ	
口座名義人	

※口座名義人は、補助事業者（請求者）と同一であること

第 号
平成 年 月 日

補助事業者 様

五所川原市長 印

平成30年度五所川原市移住子育て世帯等空き家バンク
リフォーム応援事業費補助金交付決定取消通知書

平成 年 月 日付け第 号で補助金の交付決定の通知があった平成30年度五所川原市移住子育て世帯等空き家バンクリフォーム応援事業費補助金について、下記により交付決定を取り消したので、平成30年度五所川原市移住子育て世帯等空き家バンクリフォーム応援事業費補助金交付要綱第14条の規定により通知します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 取消金額 円
- 3 取消理由

第 号
平成 年 月 日

様

五所川原市長

印

平成30年度五所川原市移住子育て世帯等空き家バンク
リフォーム応援事業費補助金返還通知書

平成 年 月 日付け第 号で補助金の交付決定の取消の通知があった平成30年度五所川原市移住子育て世帯等空き家バンクリフォーム応援事業費補助金について、下記のとおり返還する必要があるので、平成30年度五所川原市移住子育て世帯等空き家バンクリフォーム応援事業費補助金交付要綱第15条の規定により通知します。

記

1 返還内容

- | | |
|-----------|---|
| (1) 交付決定額 | 円 |
| (2) 既交付額 | 円 |
| (3) 返還額 | 円 |

2 返還期限

平成 年 月 日

3 返還方法